

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について

1. 日時

平成 27 年 12 月 4 日（金） 10 : 30 ~ 17 : 50

2. 目的

中間指針等に基づく賠償の実施状況の確認のため、被災地域の状況の変化を確認する

3. 視察委員

能見会長、明石委員、大谷委員、中島委員、野村委員

4. 視察先

飯舘村	村役場、セブン・イレブン飯舘村仮設店舗等
南相馬市	県立小高工業高等学校、市立小高病院等
浪江町	町役場、朝田木材産業株式会社等
川俣町	町役場、復興拠点予定地、メガソーラー等

5. 市町村等からの主な意見

- ・ 不動産に係る財物損害に係る賠償について、直接請求で住民一律全損扱いとすべき。（飯舘村・南相馬市・川俣町）
- ・ 住民の帰還に当たっては、病院が重要。一方、現行の病院施設・設備は一部を除き使用困難であり、また、医師及びスタッフの確保も課題。（小高病院）
- ・ 浪江町については、県内外に広域分散避難し、コミュニティの維持等が極めて困難な状況のほか、再編された区域の面積割合、財政状況等が他市町村と比べて特異性がある。
ADRセンターへの集団申立てに関し、東京電力が和解案を受諾するよう適切な措置を講じること。（浪江町）
- ・ 風評被害の影響が大きく、県外では、放射線の検査結果を付けても、福島県産というだけで売れない（朝田木材産業株式会社）
- ・ 賠償が終了した後の自立のための制度を、賠償とは別に、国が責任をもって作るべき。被災者の不安を取り除くような施策を早急に作っていかなければならない（飯舘村）

12月4日 原子力損害賠償紛争審査会現地視察行程 (飯館村、南相馬市、浪江町、川俣町)

